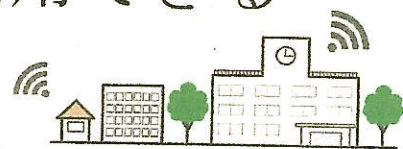


ご家庭でインターネットを利用できる 環境の用意をお願いします



区では、区立小・中学校の児童・生徒へ、一人一台のパソコン貸与を実施しています。このパソコンを授業や家庭学習（ドリル・調べ学習・教師への質疑）で使用し、子どもたち一人一人の学習状況にあわせた学びの実現をめざしていきます。

パソコン貸与の日程ですが、在学中の子どもたちは順次家庭への持ち帰りを始めています。新入生（新1年生と新7年生）は、4月下旬から5月にかけてお渡しします。

教育委員会も各校の教員も前例のない初めての事業であり、8月末までの間は、準備期間として家庭で主に使用し、学校での使用は教員から指示されたときに持参いただく想定です。そして、9月からは学校でも本格的に使用を開始していきます。

子どもたちへ貸与するパソコンを家庭で使用するには、インターネットへの接続が必要です

既にインターネット接続ができているご家庭は新たな契約が不要ですが、接続できていない場合は次の2つの方法からご検討ください。

① 固定回線を引く方法

☞ 量販店やケーブルテレビ事業者等でプロバイダ契約をして無線ルータ（または有線ルータ+USB-LAN変換アダプタ+LANケーブル）をご用意いただく方法です。

② モバイル（ポケット）Wi-Fiを申し込む方法

☞ 量販店等で契約できます。（通信容量は1ヶ月あたり、学習教材のみで5GB（ギガバイト）程度、オンライン授業も実施のとき20GB程度必要とみていますので、少なくとも5GB以上をご用意いただき、状況次第で増強を検討いただけますと幸いです。）

回線は固定とモバイルWi-Fiのどちらでも構いませんので、是非、ご家庭の状況に合わせた導入検討をお願いします。（スマートフォンのテザリング方式をお考えの場合、大容量の通信に対応されている契約でしたらご利用可能です。）

なお、区では子どもたちが家庭以外でも貸与パソコンを使用できるよう、区の教育関係施設において、インターネット接続環境の整備を進めています。（詳細は別途お知らせします。）

4月以降 まなぼーと（大原・成増）の2階

7月中旬以降 図書館（清水を除く）の視聴覚室、あいキッズ

また、各校の放課後空き教室でも使用できるよう検討を開始しています。

さらに、就学援助制度においては、月額千円の通信費支給を予定しているほか、生活保護制度においては、教材代として実費が支給されます。（担当のケースワーカーへご相談ください。）

今後、学校と家庭のやり取りも、パソコンを介したものと変わることが見込まれます。家庭のインターネット環境整備へ、ご理解とご協力をよろしくお願いします。